

# おかげさまで 開業17周年 ありがとうございます

# 地引労務管理事務所

事務所便り 2025年4月号

新年度になり、新社会人や学生たちの移動がとて多く感じ、入社式や入学式をリモートで行うなどといった新型コロナの影響はすっかりなくなったようですね。この事務所だよりを作成している4月初めは雨で寒い日々でしたが、満開の桜で入学式を迎えられるのも久しぶりな感じですね。

今年度は、物価高騰対策や賃上げといったことに加え、アメリカの追加関税に対する日本の対策がどのようになるかで景気も変わってきそうですね。追加関税が発表されるとすぐに日経平均株価も急落していましたが、しっかりと影響を見極めていきたいところですね。

また、雇用保険の保険料率が4月から料率が変わりますので、給与計算時にはご注意ください。

## 4月のトピックス

- ・ 熱中症対策の義務化について
- ・ 労働施策総合推進法等の改正案について
- ・ ストレスチェック制度について

### 熱中症対策の義務化について

厚生労働省の労働政策審議会安全衛生分科会は、熱中症対策を罰則付きで事業者に義務付ける改正省令案要綱を了承しました。「暑さ指数」28以上または気温31度以上の環境で連続1時間以上か1日4時間を超える作業を行う際に、対策とその周知を義務付けられます。4月にも改正省令を公布し、6月の施行を目指しています。

### 労働施策総合推進法等の改正案について

厚生労働省は、労働施策総合推進法等の改正案を国会に提出しました。企業にカスタマーハラスメント対策の強化を義務とし、対応方針の明確化や相談窓口の設置などを求められます。また、求職者等に対するセクシュアルハラスメントについても防止するための雇用管理上必要な措置を義務付けられます。それぞれ詳細は改正法成立後に指針で定め、公布後1年半以内に施行されます。

### ストレスチェック制度について

政府、労働安全衛生法の改正案を国会に提出し、これまで努力義務としていた従業員50人未満の事業所にストレスチェックの実施を義務化します。成立すれば、公布から3年以内に施行される予定です。プライバシー保護の観点から、10人未満事業場では全員の同意がなければ結果分析はしないこととしました。

## 地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: [jibiki@jibiro.info](mailto:jibiki@jibiro.info)

URL: <http://jibiro.info/>

TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545